

## 中間市キャラクター使用取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中間市(以下「市」という。)のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るため、市のキャラクター「なかつぱ」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用)

第3条 第1条の趣旨に基づき、適切な使用がなされる場合であれば、何人もキャラクターを使用することができる。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 市長が定めた事項を使用対象物に明記すること。
- (3) 商標登録出願を行わないこと。

(使用の禁止)

第5条 キャラクターを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を禁止する。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用するとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用するとき。
- (4) 特定の個人等の売名に使用するとき。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で、支障があると認めたとき。
- (6) 市のイメージを傷付け、又は正しい理解の妨げになると認めたとき。
- (7) 社会通念上使用することが不適切であると認めたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターの使用を不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当し、その使用を禁止されているにもかかわらず、キャラクターを使用した場合は、使用者に対し中間市キャラクター使用中止通知書(別記様式)により、使用の中止を通知するものとする。

(キャラクターの使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無償とする。

(損害賠償)

第7条 使用者は、不適切な使用により市に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(責任の制限)

第8条 市長は、使用者がキャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 年 月 日  
号

中間市キャラクター使用中止通知書

住所

氏名 様

中間市長 印

現在、貴殿（社）が使用されている中間市のキャラクターについて、次のとおり使用を禁止いたしますので、中間市キャラクター使用取扱規則第5条第2項の規定により、通知いたします。

通知書受領後には、速やかに使用を中止いただきますようお願いいたします。

使用している状況(商品)	
使用禁止の理由	